



鳥取県公報

令和2年4月7日(火)
第9190号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	寄付金の徴収事務の委託(182)(資産活用推進課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可(4件)(183~186)(農地・水保全課) 2
	県営土地改良事業計画の変更(187)(〃) 2
	基本測量の実施(188)(県土総務課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定(189・190)(治山砂防課) 3
	河川法による工作物の保管(191)(中部総合事務所県土整備局) 4
	指定居宅サービス事業者の指定(192)(西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定(193)(〃) 5
	介護老人保健施設の廃止の届出(194)(〃) 5
	介護医療院の開設の許可(195)(〃) 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定(196)(〃) 6
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出(197)(〃) 6
	森林病虫害の駆除命令(198)(西部総合事務所農林局) 6
	指定代理納付者の指定(199)(会計指導課) 7
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示(1) 7
	ひきなわ釣漁業の操業に関する指示(2) 8
◇ 病院局告 示	鳥取県立厚生病院の医療事務に係る医療費の収納事務の委託(1)(総務課) 8
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見(住まいまちづくり課) 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定(広報課) 9
	落札者の決定(病院局総務課) 9
	落札者の決定(警察本部会計課) 10
◇ 正 誤	令和2年3月27日付鳥取県条例第8号中訂正 10

告 示

鳥取県告示第182号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託した寄付金	委託期間
株式会社さとふる	インターネットを利用して徴収するふるさと納税に係る寄附金	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
株式会社トラストバンク	〃	〃
READYFOR株式会社	〃	〃
楽天株式会社	〃	〃

鳥取県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、国光土地改良区の定款の変更を令和2年3月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を令和2年3月30日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東鴨土地改良区の定款の変更を令和2年3月30日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、灘手土地改良区の定款の変更を令和2年3月30日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 区画整理 皆生地区）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年4月7日から同月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
米子市役所
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第188号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

鳥取県告示第189号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
小江尾2地区急傾斜地崩壊危険区域
 - 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域
- | 土 地 | 標 柱 |
|---------------------|-----|
| 日野郡江府町大字小江尾字三通田70 | 1号 |
| 日野郡江府町大字小江尾字大埧尻1903 | 2号 |
| 日野郡江府町大字小江尾字代1950 | 3号 |
| 日野郡江府町大字小江尾字代1951 | 4号 |
| 日野郡江府町大字小江尾字三通田62-2 | 5号 |
| 日野郡江府町大字小江尾字三通田68-1 | 6号 |

鳥取県告示第190号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

東山田地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡琴浦町大字山田字家ノ上544	1号及び3号
東伯郡琴浦町大字山田字家ノ上540-1	2号
東伯郡琴浦町大字山田字家ノ上547	4号及び7号
東伯郡琴浦町大字山田字家ノ上548	5号及び6号

鳥取県告示第191号

令和2年鳥取県告示第42号（河川法による工作物の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月7日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

1 保管した工作物の種類、数量及び設置されていた場所

工作物の種類	数量	所在地
杭	116本	東伯郡湯梨浜町大字橋津804-6地先、747地先、805-21地先、735-15地先、735-16地先、735-13地先、735-12地先
梯子	2台	
栈橋	2台	

2 保管した工作物を除却した日時 令和2年3月12日（木）9時

3 保管を開始した日時 令和2年3月23日（月）9時

4 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津13-1

5 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

令和2年3月23日（月）から同年9月22日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、令和2年6月22日（月）までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話0858-23-3216

(3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書（所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類）

イ 印鑑

6 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

鳥取県告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 Joint Hire Japan	ヘルパーステーションつなぐ手	米子市皆生温泉四丁目2-6	令和2年4月1日	訪問介護
社会福祉法人尚仁福祉会	介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町大字武庫475	〃	短期入所療養介護
よなご脳神経クリニック	よなご脳神経クリニック	米子市東福原六丁目5-13	〃	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人尚仁福祉会	介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町大字武庫475	令和2年4月1日	介護予防短期入所療養介護
よなご脳神経クリニック	よなご脳神経クリニック	米子市東福原六丁目5-13	〃	介護予防訪問リハビリテーション

鳥取県告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設から当該施設を廃止する旨の届出があったので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団マリ医院	介護老人保健施設まり	米子市淀江町今津150	令和2年3月6日	令和2年3月31日	介護保健施設サービス

鳥取県告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開設者の名称又は氏名	介護医療院の名称	介護医療院の所在地	許可年月日	サービスの種類
医療法人社団マリ医院	介護医療院まり	米子市淀江町今津150	令和2年4月1日	介護医療院サービス

鳥取県告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あいぼりい	米子市昭和町86-1	生活介護事業所あいぼりい	米子市昭和町86-1	生活介護	令和2年4月1日

鳥取県告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あいぼりい	米子市昭和町86-1	あいぼりい	米子市昭和町86-1	就労継続支援B型	令和2年3月31日

鳥取県告示第198号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和2年5月25日から同年7月17日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び鳥取県西部総合事務所農林局並びに日吉津村役場及び大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	インターネットを利用して納付する自動車税（種別割）本税	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
〃	〃	とっとり電子申請サービスを通じて支払をする歳入	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
S Bペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9-2	インターネットを利用して納付するふるさと納税に係る寄附金	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6-28	〃	〃
READYFOR株式会社	東京都千代田区麴町一丁目12-1	〃	〃
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14-1	〃	〃

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年4月7日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、令和2年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

- ア 県内業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面
イ 県外業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

- ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。
イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（令和2年4月7日付第201900336136号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。
ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。
エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。
オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業（ヒラメの採捕を目的とするものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年4月7日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

ひきなわ釣漁業については、この指示の有効期間中毎年6月1日から8月31日までの間は、海岸線上における鳥取市福部町と同市浜坂との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経134度13.80分）と海岸線上における東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経133度43.15分）の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

なお、この指示の有効期間は、令和2年6月1日から令和5年5月31日までとする。

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立厚生病院の医事業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和2年4月7日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

1 委託の相手

株式会社ニチイ学館

2 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

令和2年1月14日付鳥取県公報第9167号で公告した（仮称）ザグザグ倉吉市鍛冶町店に係る鳥取県大規模店舗

立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和2年4月21日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和2年3月24日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社新日本海新聞社
鳥取市富安二丁目137 |
| 5 契 約 金 額 | 新聞広告掲載 1段当たり82,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
新聞広告版下制作 1段当たり6,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
新聞広告掲載日指定 1段当たり16,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
新聞広告掲載（お詫び・訂正・職員募集） 1段×1センチメートル当たり17,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
県政テレビ番組案内掲載 1回当たり24,062円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するものを調達するものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県令和新時代創造本部広報課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月7日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 調剤支援システム他 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和2年3月17日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社六濤
東京都文京区本郷三丁目14-3 |
| 5 落 札 金 額 | 232,210,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和2年2月4日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |

- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局経営課
及び所在地 倉吉市東昭和町150

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県警察通信指令・総合指揮システム賃貸借及び保守業務 一式
2 契約方式 一般競争入札
3 落札日 令和2年3月18日
4 落札者の名称及び所在地 富士通株式会社鳥取支店
鳥取市永楽温泉町271
5 落札金額 月額8,695,830円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日 令和2年2月4日
7 落札方式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

正 誤

令和2年3月27日付鳥取県公報号外第29号の鳥取県条例第8号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 23

行 5及び6

誤 （令和2年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）

正 （令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。）

頁 23

行 下から3

誤 （令和2年法律第 号）

正 （令和2年法律第5号）